

町田市子ども・子育て会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、町田市子ども・子育て会議条例（平成25年10月町田市条例第36号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、町田市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、子育て会議を招集しようとするときは、次に掲げる事項をあらかじめ、委員（当該子育て会議の議題に関係のある臨時委員があるときは、当該臨時委員を含む。）に通知する。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(庶務)

第3条 子育て会議の庶務は、子ども生活部子ども総務課において処理する。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。